

文部科学大臣 下村 博文 様

東京電力株式会社福島第一原子力  
発電所事故により発生した損害賠  
償請求権につき3年の消滅時効の  
適用を排除する立法措置を求める  
要望書

平成25年7月16日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

経済産業大臣 茂木 敏充 様

東京電力株式会社福島第一原子力  
発電所事故により発生した損害賠  
償請求権につき3年の消滅時効の  
適用を排除する立法措置を求める  
要望書

平成25年7月16日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故(以下「原発事故」という。)による被害は、深刻かつ広範で、事故から2年3か月以上経過した現在においても事故の全容すら明らかになっておりません。

不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効は、民法第724条前段により被害者が損害及び加害者を知ったときから3年とされており、原子力損害の賠償に関する法律第3条に基づく損害賠償請求権の消滅時効もこれと同様に解されているところです。

しかし、生活基盤そのものを失い、今後の生活の見通しが立たない被害者が、自らの被害の全容を客観的に把握し、その被害に見合った賠償を3年以内に求めることは極めて困難です。

一方、今国会において「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律(以下「特例法」という。)」が成立したものの、時効中断は和解仲介申立てをした損害項目に限られていることや、和解仲介手続申立ての件数は被害者の数に比してごく一部にとどまっていることから、被害者の救済としては極めて不十分と言わざるを得ません。

よって、下記事項について、実施されるよう強く要望いたします。

## 記

- (1) 原発事故に係る損害賠償請求権について、民法第724条前段の消滅時効を適用しないものとする立法措置を講じること。